

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 4 年 4 月 会 議

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 4 年 4 月 2 6 日 (火曜日) 午後 2 時 0 0 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 諸般の報告について
日程第 3 行政報告について
日程第 4 議会運営委員の辞任について
日程第 5 選任第 3 号 議会運営委員の補充選任について
日程第 6 常任委員の所属変更について
日程第 7 選挙第 1 号 西胆振行政事務組合議会議員の補欠選挙について
日程第 8 報告第 9 号 専決処分の報告について
(洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例)
日程第 9 報告第 1 0 号 専決処分の報告について
(令和 3 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算 (第 1 1 号))

本日の会議に付した事件

日程第 1 ～日程第 9 まで議事日程に同じ

出席議員 (1 1 名)

1 番	越 前 谷	邦 夫	君	2 番	大 久 保	富 士 子	君
3 番	篠 原	功	君	4 番	大 屋	治	君
5 番	立 野	広 志	君	6 番	五 十 嵐	篤 雄	君
7 番	千 葉	薫	君	8 番	今 野	幸 子	君
1 0 番	石 川	邦 子	君	1 1 番	板 垣	正 人	君
1 2 番	大 西	智	君				

欠席議員 (0 名)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	下 道 英 明 君	副 町 長	武 川 正 人 君
総務部長	佐 野 大 次 君	経済部長	若 木 渉 君
洞爺総合 支 所 長	高 橋 秀 明 君	総務課長	高 橋 謙 介 君
危機管理 室 長	仙 波 貴 樹 君	税務財政 課 長	藤 岡 孝 弘 君
住民課長	後 藤 和 郎 君	健康福祉 課 長	高 橋 憲 史 君
健康福祉 センター長	末 永 弘 幸 君	観光振興 課 長	田 仁 孝 志 君
産業振興課 長兼新型コ ロナウイルス特別 対 策 室 長	原 信 也 君	環境課長	佐々木 勉 君
上下水道 課 長	篠 原 哲 也 君	庶務課長	兼 村 憲 三 君
農業振興 課 長	片 岸 昭 弘 君	洞爺湖温 泉支所長	金 子 信 之 君
会 計 者 管 理 者	金 子 真 優 美 君	教育長	皆 見 亨 君
管理課長	天 野 英 樹 君	社会教育 課 参 事	角 田 隆 志 君
社会教育 課 長	野 呂 圭 一 君	代表監査 委 員	山 口 芳 行 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐 藤 久 志	書 記	阿 部 は る か
庶 務 係	木 村 暁 美		

(午後 2 時 0 0 分)

◎開議の宣告

○議長（大西 智君） 皆さん、こんにちは。

現在の出席議員は、11名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから洞爺湖町議会令和 4 年 4 月会議を開会いたします。

◎町長挨拶

○議長（大西 智君） ここで、町長就任後の初会議でございますので、下道町長から発言を求められておりますのでこれを許します。

下道町長。

○町長（下道 英明君） このたび、洞爺湖町長に就任いたしました下道英明でございます。

多くの町民の皆様から力強いご支援を賜り、ここに町政を担当させていただくことになりました。

限られた予算の中で、いかに住民の期待に応えるか、洞爺湖町の将来をどのように導くか、改めて責任の重大さと課せられた責務の大きさを痛感しております。町政を執行していくに当たり、議員各位の御意見を十分お伺いし、御理解と御協力をいただきながら、町民の皆さんとの対話による信頼関係をもとに町職員と一体となり、持続可能なまちづくりに取り組んでまいります。

今後とも御指導、御鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げ簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大西 智君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、3 番、篠原議員、4 番、大屋議員を指名いたします。

◎諸般の報告について

○議長（大西 智君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、これでご了承願います。

ここで、議会運営委員会の所管事務調査の報告を願います。

五十嵐委員長。

○議会運営委員会委員長（五十嵐篤雄君） 読み上げて報告をいたします。

所管事務調査報告書。

令和4年4月26日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

議会運営委員会委員長、五十嵐篤雄。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。

記。

1、調査事項、洞爺湖町議会令和4年4月会議の運営について。

2、調査日、令和4年4月25日、月曜日。

3、出席委員、私、石川副委員長、越前谷委員、立野委員、千葉委員。

4、委員外としまして、大西議長、板垣副議長にご出席をいただきました。

5、説明員、武川副町長、藤岡税務財政課長。

6、結果、地方自治法第102条の2第7項の規定に基づく洞爺湖町議会令和4年4月会議の開議請求に伴い、本委員会を開催し、議会運営のための所要の協議を行い、その結果は次のとおりであります。

会議期間について、4月26日、1日間。

審議日程について、4月26日、本会議。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組として、次のことを決定しました。

議場内では、議員、職員の全員がマスクを着用することとし、入室前に手の消毒を行うこととする。傍聴者についても、入室前に手の消毒を行っていただくとともに、マスクを着用し間隔を開けて着席いただくこととします。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で、諸般の報告を終わります。

会議の審議日数は、本日1日を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

◎行政報告について

○議長（大西 智君） 日程第3、行政報告を行います。

町長並びに教育長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

初めに、町長の行政報告を許します。

下道町長。

○町長（下道英明君） 洞爺湖町議会令和4年4月会議に町長、行政報告を行います。

1ページ目でございます。

寄附について、前会議から本会議までの間、次の方々より寄附の申出があり、ご厚志に添うようありがたく受納いたしました。

（1）として、金員の寄附。

ア、旭川市4条西2丁目2番2号、アライ地所株式会社、取締役社長荒井保明氏。

金額40万円（みんなの基金として）。

イ、大西雅樹氏。金額300万円（子どもたちのために）。

（２）金員の寄附、ふるさと納税寄附金として個人、匿名を含む695件、累計7,052件、総額1,049万2,000円、累計１億4,215万7,000円。

２、新型コロナウイルス感染症対策について、北海道に発令されていたまん延防止等重点措置が３月21日をもって解除されましたが、依然として新規感染者の発生が続いており、予断を許さない状況にあります。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種につきましては３月末現在で65歳以上2,775人、75.3%、全体で4,465人、59.4%の方々が３回目の接種を完了しております。また、12歳以上17歳以下の児童・生徒に対する３回目接種を５月から開始することとしております。

今後も国や北海道と連携し、感染症のまん延防止や住民と事業者への支援に取り組んでまいりますので、議員各位におかれましてもご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

３、民事訴訟について、昨年７月29日付で札幌地方裁判所室蘭支部に提起されておりました民事訴訟について、これまで６回にわたる公判や口頭弁論が行われ、本年３月24日に「原告の請求を棄却する。」との判決が言いわたされ、その後控訴期間に控訴がなかったことから、第一審判決が確定となり、終結しましたので報告いたします。

４、各種事務事業の取組状況について、前会議から本会議までの各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告いたします。なお、朗読は省略いたします。

以上です。

○議長（大西 智君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、教育長の行政報告を許します。

皆見教育長。

○教育長（皆見 亨君） 教育委員会の行政報告を申し上げます。

一つ目に、寄附についてであります。

前会議から本会議の間、次の方より寄附の申出があり、ご厚志に添うようありがたく受納いたしました。

（１）図書の寄附として町内小中学校へ、洞爺湖ロータリークラブ、会長新田裕基氏。図書92冊でございます。内訳は虻田小学校26冊、洞爺湖温泉小学校14冊、洞爺小学校15冊、虻田中学校7冊、洞爺中学校30冊でございます。

二つ目に、公立高等学校配置計画案についてであります。

4月18日、北海道教育委員会は令和５年度から令和７年度に係る公立高等学校配置計画案と、令和８年度から令和11年度までの見通しを公表しました。

胆振西学区の今後の検討事項としましては、令和８年度以降、令和11年度までに中卒者が146人減少することが見込まれることから、令和７（2025）年度の定員調整等の検討にあたっては、学区全体で101人の中卒者数の減が見込まれ、生徒の進路動向、これまでの定員調整の状況や学校・学科の配置状況などを考慮した定員調整の検討が必要、令和８（2026）

年以降については、令和11（2029）年までに学区全体で146人、特に令和11（2029）年は、最も学校・学級数が多い室蘭市を中心に周辺市を含め、中卒者が81人と大幅な減少が見込まれることや、欠員の状況、学校・学科の配置状況などを考慮し再編整備を含めた定員調整の検討が必要となっています。

また、虻田高等学校が含まれる地域連携特例高に関しては、5月1日現在の第1学年の在籍者数が20人未満となった場合は、所在市町村をはじめとした地域における高校の教育機能の維持向上に向けた具体的取組とその効果を勘案した上で、再編整備を留保としています。この内容に沿い、令和4年度の1年生在籍者数が21人の虻田高等学校については、令和7年度は再編整備留保となっています。

三つ目に各種事務事業の取組状況についてであります。

前会議から本会議までの各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告をいたします。なお、朗読については省略をさせていただきます。

以上です。

○議長（大西 智君） 以上で、行政報告を終わります。

◎議会運営委員の辞任について

○議長（大西 智君） 日程第4、議会運営委員の辞任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、石川議員の退場を求めます。

令和4年4月6日付で、石川邦子議員から議会運営委員を辞任したいとの申出があります。お諮りいたします。

本件は申出のとおり、辞任を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、石川邦子議員の議会運営委員の辞任を許可することに決定いたしました。

◎選任第3号の上程、説明、採決

○議長（大西 智君） 日程第5、選任第3号議会運営委員の補充選任についてを議題といたします。

議会運営委員の補充選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名することとなっております。お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、選任第3号議会運営委員の補充選任については、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

休憩中に、議会運営委員会は委員会を開催し、副委員長の互選をお願いいたします。

(午後2時15分)

○議長（大西 智君） それでは、会議を再開いたします。

(午後2時22分)

○議長（大西 智君） 休憩中に議会運営委員会において副委員長の互選が行われ、その結果が手元に参りましたので、報告いたします。

副委員長には、大久保富士子議員と決定いたしました。

◎常任委員の変更について

○議長（大西 智君） 日程第6、常任委員の所属変更についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、千葉議員の退場を求めます。

令和4年4月15日付で千葉議員より、経済常任委員会から総務常任委員会へ所属を変更したいとの申出があります。

お諮りいたします。

本件は申出のとおり、所属を変更することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、千葉議員の所属変更を許可することに決定いたしました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

休憩中に総務常任委員会及び経済常任委員会は委員会を開催していただきたいと思います。委員長の互選をお願いいたします。

(午後2時24分)

○議長（大西 智君） それでは、会議を再開をいたします。

(午後2時29分)

○議長（大西 智君） 休憩中に総務常任委員会及び経済常任委員会において委員長の互選が行われ、その結果が手元にまいりましたので報告をいたします。

総務常任委員会委員長には、千葉薫議員と決定いたしました。

経済常任委員会委員長には、篠原功議員と決定いたしました。

◎選挙第1号 西胆振行政事務組合議会議員の補欠選挙について

○議長（大西 智君） 日程第7、選挙第1号西胆振行政事務組合議会議員の補欠選挙を行います。この選挙は投票で行います。議場の出入口を閉じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（大西 智君） ただいまの出席議員数は11名であります。

立会人を指名いたします。

会議規則第27条の規定により、立会人には5番、立野議員、6番、五十嵐議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（大西 智君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（大西 智君） 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼により順次、投票願います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔職員点呼、投票〕

○議長（大西 智君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 投票漏れなしと認めます。

これで、投票を終わります。

開票を行います。

立野議員、五十嵐議員の立会をお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（大西 智君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数11票で、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、

有効投票 11票

有効投票のうち、

大屋議員 9票

立野議員 2票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2票であります。

したがって、大屋治議員が西胆振行政事務組合議会議員に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（大西 智君） ただいま、西胆振行政事務組合議会議員に当選されました大屋治議員が議場におられますので、会議規則第28条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎報告第9号の上程、説明、質疑

○議長（大西 智君） 日程第8、報告第9号専決処分の報告について、洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

報告を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） それでは、議案書の1ページをお開き願いたいと思います。

報告第9号専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において規定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

記といたしまして、洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例。

ページをめくっていただきまして、2ページ目が専決処分書になり、3ページからが改正条例となっております。なお、この改正条例につきましては、2条立ての構成になってございます。3ページに第1条、それから6ページに第2条、そして附則という構成になってございます。

改正の趣旨でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に交付されたことに伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、3月31日付で専決処分することにより、条例規定を定めた洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例について、議会に報告するものでございます。

改正の主な内容につきましては2点でございます。

1点目は土地に係る固定資産税等の負担調整措置、2点目は住宅ローン控除制度の見直しでございます。

以下、議案説明資料の新旧対照表で御説明いたしますので、議案説明資料の1ページ目をお開きいただきたいと思います。

改正条例第1条関係でございます。第18条の4、見出しでございますが、納税証明書の交付手数料は第1項で法第383条の4、固定資産税台帳の閲覧等の特例の追加に伴う規定の整備を行うものでございます。第33条、所得割の課税標準は第4項及び第6項で特定配当等に係る所得特定株式等譲渡所得額に係る所得割を確定申告書の記載によってのみ適用する規定の整備を行うものでございます。

ページをめくっていただきまして、2ページ目でございます。第34条の9、配当割額または株式等譲渡所得割の控除は、第1項及び第2項で特定配当等に係る所得特定株式等譲渡所得の所得割がある場合の税額控除を、確定申告書の記載によって行う規定の整備を行うものでございます。

3ページに移っていただきまして第36条の2、町民税の申告は、第1項及び第2項で公的

年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備及び引用する条項の番号の変更に伴う規定の整備を行うものでございます。

ページをめくっていただきまして、4ページになります。第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書は、見出し及び第1項で給与所得者の扶養親族等申告書について法改正に伴い、記載事項に一定の配偶者の氏名を追加する規定の整備を行うものでございます。

5ページ目、第36条の3の3、個人の住民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書は、見出し及び第1項で公的年金等受給者の扶養親族等申告書について法改正に伴い、一定の配偶者及び退職手当等を有する16歳以上の扶養親族について提出義務を追加し、記載事項に配偶者の氏名を追加する規定の整備を行うものでございます。

6ページ目でございます。第48条、法人の町民税の申告納付は第9項及び第15項で引用する条項の番号の変更に伴い、規定の整備を行うものでございます。

7ページ、第73条の2、固定資産税台帳の閲覧の手数料は、第1項で法第382条の2、固定資産課税台帳の閲覧の改正及び法第382条の4、固定資産課税台帳の閲覧等の特例の改正に伴い、規定の整備を行うものでございます。第73条の3、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料は、第1項で法第382条の3、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付の改正及び法第382条の4、固定資産税台帳の閲覧等の特例の改正に伴い、規定の整備を行うものでございます。7ページの下段になります。下の段になりますが、附則第7条の3の2は第1項で地方税法の改正にあわせ、住宅借入金等特別税額控除の延長、見直しを行うものでございます。

8ページ目をめくっていただきまして、第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合は、第3項から第26項に新たに1項加え、第27項とし引用する条項の番号の変更に伴う規定の整備及び貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の我が町特例の割合を定める規定を新たに新設に伴いまして、規定の整備を行う者でございます。

10ページをめくっていただきまして、附則第10条の3、新築住宅等に係る固定資産税の減額の規定、減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告は、第9項及び第11項で省エネ工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴い、規定の整備を行うものです。

次に11ページ、附則第12条、住宅等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例は、第1項で令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅の2.5%とする規定の整備を行うものです。

ページをめくっていただきまして12ページ、附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例は、第2項で町民税所得割に係る申告分離課税を所得税での適用がある場合に限り適用する規定の整備を行うものでございます。

13ページ、附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例は、第3項引用条項の削除に伴う規定の整備を行うもので

す。次に附則第20条の2、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例は、第4項で確定申告書の申告方式の選択に係る規定の整備を行うものでございます。

ページをめくっていただきまして14ページ、附則第20条の3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例は、第4項及び第6項で確定申告書の申告方式の選択に係る規定の整備を行うものでございます。

15ページ、附則第26条、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例は、住宅借入金等特別税額控除の延長、見直しに伴う規定の整備に伴い削除するものでございます。

17ページに移っていただきまして、こちらが第2条関係の改正の新旧対照表になります。第1条、洞爺湖税条例の一部改正は第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の改正に伴う規定の整備及び文言の整理を行うものでございます。附則第2条、町民税に係る経過措置は規定の整備に伴い文言の整理を行うものでございます。

それでは、ここで議案書の6ページに戻っていただきまして、改正条例の附則について御説明をさせていただきます。第1条の施行期日、この条例につきましては、令和4年4月1日から施行するものですが、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行するものでございます。

まず第1号、第1条中の洞爺湖町税条例第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書、第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書。附則第7条の3の2、附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例。附則第26条、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例を削る改正及び第2条中第1条並びに附則第3条第1項及び第2項の規定につきまして、令和5年1月1日からの施行とするものでございます。

第2号、第1条中の洞爺湖町税条例第33条所得割の課税標準第4項及び第6項、第34条の9、配当割額または株式等譲渡所得額の控除、第1項及び第2項、第36条の2、町民税の申告、第1項但し書き及び第2項の改正規定並びに同条例附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例、第2項、第20条の2、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、第4項並びに第20条の3、3条、適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、第4項及び第6項の改正規定並びに第2条附則第2条町民税に係る経過措置、第3項の規定並びに附則第3条第3項の規定について、令和6年1月1日からの施行とするものでございます。

第3号、第1条中の洞爺湖町税条例第18条の4、納税証明書の交付手数料、第1項、第73条の2、固定資産課税台帳の閲覧の手数料、第1項（固定資産税課税台帳の下に同条第1項但し書きの規定による特例措置を講じたものを含むを加える部分を除く）及び第73条の3、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料、第1項（事項の証明書の下に同条但し書きの規定による措置を講じたものを含むを加える部分を除く）の改正規定並び

に附則第2条、附則第4条第3項及び第4項の規定について、民法等の一部を改正する法律、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日からとするものでございます。

続きまして7ページ、第2条、納税証明書に係る経過措置でございます。第1条中の洞爺湖町税条例第18条の4、納税証明書の交付手数料、第1項（地方税法382条の4に係る部分に限る）の規定は同号に掲げる規定の施行日の以後にされる同項第20条の10の規定による証明書の交付について適用するものでございます。

第3条、町民税に係る経過措置、第1項及び第2項は給与所得者、公的年金等受給者に係る扶養親族等の申告書について本条例の施行日以後の支払いを受けるべき給与及び公的年金等について提出する申告書に適用するものとしたものでございます。第3項は、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の洞爺湖町税条例の規定中、個人の町民税に関する部分は令和6年度以降の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人町民税については、なお従前の例によるものとしたものでございます。

第4条、固定資産税に関する経過措置でございます。第1項は別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中、固定資産税に関する部分は令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用するものでございます。第2項は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税等の一部を改正する法律、第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設または設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるものとしたものでございます。

8ページ、第3項、附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の洞爺湖町税条例第73条の2、固定資産課税台帳の閲覧の手数料、第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る）の規定は同号に掲げる規定の施行日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項に但し書きの規定による措置を講じたものを含む）の閲覧について適用するものとしたものでございます。第4項、附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の町税条例第73条の3、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料、第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る）の規定は、同条に掲げる規定の施行日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条但し書きの規定による措置を講じたものを含む）の交付について適用するものでございます。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第9号専決処分の報告についての報告を終わります。

◎報告第10号の上程、説明、質疑

○議長（大西 智君） 日程第9、報告第10号専決処分の報告について、令和3年度虻田郡洞

爺湖町一般会計補正予算を議題といたします。

報告を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） それでは、引き続きまして議案書の9ページをお開きいただきたいと思います。

報告第10号専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。記として令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第11号）でございます。

10ページ目をご覧くださいと思いますが、10ページ目が専決処分書でございます。

次の11ページが令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第11号）でございます。

令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第11号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出それぞれ1億614万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億1,957万2,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正でございます。

こちらは15ページをめくっていただきまして、こちらが第2表の地方債の補正の表になります。財田自然観察道整備事業は、限度額は280万円を450万円に変更するもので、事業費の確定によるものでございます。

それでは、事項別明細書により御説明をさせていただきますので、事項別明細書の4ページ、5ページ目を開いていただきたいと思います。

歳入でございます。1款町税2項固定資産税1目固定資産税です。現年課税分で4,200万円の増、こちらは決算見込みによるものでございます。

次に5項1目入湯税、こちらは現年課税分で3,130万2,000円の減、新型コロナウイルス感染症による宿泊入湯客数の減によるもので、実績額の確定によるものでございます。

続きまして、2款地方譲与税1項1目自動車重量譲与税でございます。261万7,000円の増、こちらも交付額の確定によるものでございます。

次に、2項1目地方揮発油譲与税でございます。14万8,000円の減、交付額の確定によるものでございます。

続いて、3項1目森林環境譲与税2万6,000円の減、こちらも交付額の確定によるものでございます。

続きまして、3款1項1目利子割交付金でございます。28万1,000円の減、交付額の決定によるものです。4款1項1目配当割交付金74万4,000円の増、こちらも交付額の決定によるものです。

ページをめくっていただきまして、6ページ、7ページでございます。

5款1項1目株式等譲与所得割交付金でございます。200万5,000円の増、こちらも交付額の確定によるものです。6款1項1目法人事業税交付金でございます。677万8,000円の増、

こちらも交付額の確定によるものです。7款1項1目地方消費税交付金3,716万9,000円の増でございます。交付額の確定で一般財源分が110万7,000円の増、社会保障財源分が3,606万2,000円の増となっております。8款1項1目ゴルフ場利用税交付金でございます。22万3,000円の減、交付額の確定によるものでございます。

続いて、9款1項1目環境性能割交付金でございます。14万3,000円の減、こちらも交付額の確定によるものです。10款1項1目地方特例交付金2万3,000円の減、交付額の確定によるものです。

8ページ、9ページ目でございます。2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金200万1,000円の増、交付額の確定によるものでございます。11款1項1目地方交付税でございます。8,456万3,000円の増、特別交付税の確定によるものでございます。

続いて、12款1項1目交通安全対策特別交付金でございます。13万円の減、交付額の確定によるものです。18款1項寄附金1目一般寄附でございます。571万8,000円の減、一般寄附額の確定によるものでございます。2目観光費寄附金56万5,000円の増、観光費寄附額の確定によるものでございます。19款1項1目繰入金3,600万円の減、財政調整基金繰入金で財源補填に対する繰り戻しでございます。

続いて、22款1項町債4目商工費財田自然観察道整備事業で170万円の増、事業費の確定によるものでございます。

続いて10ページ、11ページ目、歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費3目公有財産管理費でございます。積立金で1億129万9,000円の増となっております。内訳につきましては、財政調整基金積立金で35万円の減、基金運用利息の減によるものです。

それから、次に減債基金等の積立金4,734万7,000円の増、これは、令和3年12月に交付決定になった普通交付税の追加交付額1億3,747万3,000円のうち、臨時財政対策債償還基金費4,724万6,000円を償還金の財源として減債基金に積立てることによるものです。

次に、観光開発基金積立金で1,658万6,000円の減です。これは、入湯税の減収による基金積立の減によるものでございます。

次に、特定目的基金積立金です。7,088万8,000円の増、この内訳につきましては、まず一つ目が公共施設等整備基金積立金で7,200万円、これは将来の公共施設の長寿命化改修等に向けた積立によるものです。それから二つ目が、みんなの基金積立金で263万9,000円の減、これは、ふるさと納税寄附金の確定によるものです。それから三つ目に、森林環境譲与税基金積立金で152万7,000円の増。森林環境譲与税関係事業の確定によるものが内訳となっております。6目諸費につきましては、財源補正でございます。7款商工費2項観光費2目観光施設管理費、こちらにつきましては、財田地区の公園施設維持管理事業費の確定による起債借入額の増による財源補正でございます。10款教育費1項教育総務費1目事務局費、育英資金基金積立金で434万1,000円の増、これは、ふるさと納税の寄附金額の確定によるものでございます。

最後に、13款1項1目予備費で50万8,000円の増でございます。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第10号専決処分の報告についての報告を終わります。

◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日から6月の定例日の前日までは休会となっておりますので、御承知願います。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 3時12分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員